

「初めての種類株式の話」

第3回 属人的株式とは（その1）

◆ 属人的株式とは

会社法は、非公開会社に限り、剰余金の配当・残余財産の分配・議決権について「株主ごとに」異なる取り扱いができるものとししました。

本来であれば、上記の剰余金の配当・残余財産の分配・議決権は、持株数が多ければ、比例して多くなるのが原則です。しかし、「属人的株式」は、「Aさんという株主に対する配当や議決権等は〇〇」、「Bさんという株主に対する配当や議決権は××」、というように特定の株主に対して、その持株数に関係なく、剰余金の配当・残余財産の分配・議決権を定めることができることになりました。この「株主ごと」に取り扱いを異にする株式を「属人的株式」といいます。つまり会社法は「株主平等の原則の例外」を認めたこととなります。

◆ 属人的株式の背景

日本の中小の株式会社はその大多数が非公開会社です。そのため、株主の変動がほとんどなく、むしろ持分会社に近いといえます。そのため、中小企業に株主平等の原則をそのまま当てはめることが妥当でない場合もあります。例えば、多額の資金は出資できるが経営能力のあまり無いAさんと、資金はあまり無いが経営能力に優れているBさんが共同事業を始める場合、資金のほとんどを出したという理由でAさんのみに経営権を認めることは、あまり都合がよくありません。AさんとBさんの合意があれば、持株数に関わらずBさんの議決権を増やした方が、より両者が良い関係で会社経営できるのではないのでしょうか？こうしたことから、会社法は、非公開会社に限って、「株主ごとに」議決権等に異なる取り扱いができるものとしたのです。

実は、属人的株式は旧有限会社では元々認められていました。会社法では、有限会社は閉鎖的な会社の一類型として株式会社制度に吸収されたため、この属人的株式の制度も閉鎖的な株式会社に受け継がれたのです。

◆ 議決権についての属人的株式

会社法は、種類株式として、いわゆる複数議決権付株式は認めていません。しかし、この属人的株式を活用することによって、複数議決権付株式と同様の効果をもたらすことができます。例えば、「社長の有している株式は、1株について100個の議決権がある」と定款で定めた株式がこれに当たります。

◆ V I P株

属人的株式会社には、利益の配当・残余財産の分配・議決権という株式の権利内容に関する区別の他に、その属人的な権利が、株式の譲渡に伴って移転するか否かで、「V I P株」と「比重株」という区別があります。この「V I P株」・「比重株」という名称は、会社法上の用語ではありませんが、平成18年の会社法施行時に筆者が命名して一般化（※1）したものです。

まず「V I P株」（=Very Important Person Stock）とは、ある「特定の『株主』」が持っている株式について、特別な権利を付けた株式のことです。したがって、株式が他の人に譲渡された場合、その特別な権利まではその人に引き継がれません。たとえば、定款で「当社の代表取締役が有する株式は、1株について100個の議決権を有する」と定めたV I P株は、他の人に譲渡された場合やその人が代表取締役を退任した場合に、1株につき1個の議決権を有する普通の株式に戻ることとなります。一方、他の株主が代表取締役を就任した場合、その所有している株式は1株につき100個の議決権を有することになるわけです。

◆ 比重株

次に「比重株」とは、「特定の『株式』」に特別な権利を付けたものです。比重株が他の人に譲渡された場合は、上記V I P株と異なり、その特別な権利も一緒に移転することが特徴です。例えば、1株につき100個の議決権を有する比重株の譲渡を受けた場合、そのまま1株につき100個の議決権を引き継ぐこととなります。ただし、V I P株と違い、以前から持っていた株式は、1株につき1個の議決権を有する普通の株式のままです。比重株は、定款で「～の株式を有する株主は、その有する株式1株につき100個の議決権を有する」と株式を特定して、それを所有する人に特別な権利を付与することとなります。

司法・司法書士制度等研究対策委員会 企業支援部会 中村 勸

（※1参考：非公開会社において、定款の定めを持って①剰余金の配当を受ける権利、②残余財産の分配を受ける権利、③株主総会における議決権について株主ごとに異なる取り扱いを行なう旨を定款で定めることができる。（法109条2項）。これは、「属人的種類株式」または「V I P株」と呼ばれる。～「THINK」107号 平成21年6月10日発行「中小企業の事業承継の法理・事業承継の新戦略の提案」 神戸学院大学法科大学院教授 今川嘉文）